

私がベトナム人と 結婚した手順①

1

必要書類を準備

日本妻は日本から書類郵送

2

婚姻要件具備証明書を取得

HCM領事館

3

婚姻要件具備証明書を翻訳

指定機関

4

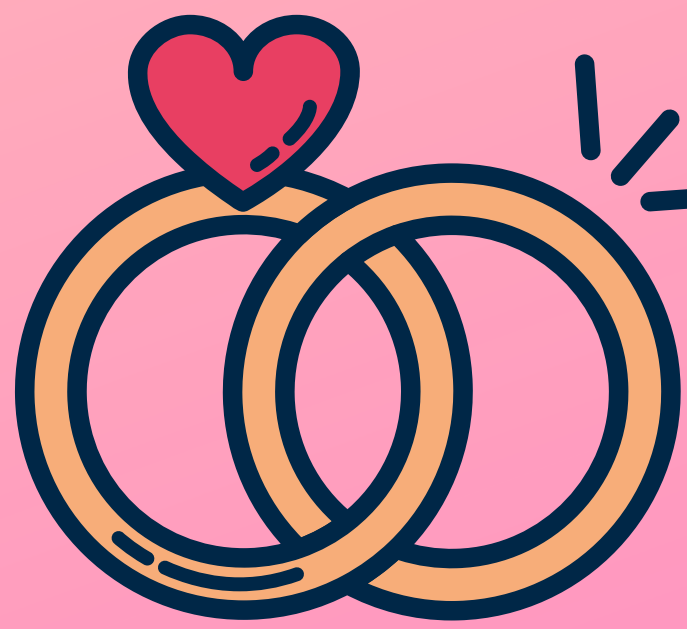
精神診断書を取得

指定機関

5

婚姻届けを提出

ベトナムの地元の人民委員会 法務事務所にて



私がベトナム人と 結婚した手順②

6

結婚証明書の受取

ベトナムの地元の人民委員会 法務事務所にて

7

結婚証明書を翻訳

二人で協力してベトナム語→日本語

8

結婚証明書と婚姻届を提出

HCM領事館

9

おめでとう！手続き完了

※上記の流れは2019年4月～12月までゆるっとした準備期間です。
なお手順や指定期間は、変更の可能性があります。
ご自身＋パートナーとご確認ください。